

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4945552号  
(P4945552)

(45) 発行日 平成24年6月6日(2012.6.6)

(24) 登録日 平成24年3月9日(2012.3.9)

(51) Int.Cl. F 1  
B 6 5 D 43/10 (2006.01) B 6 5 D 43/10

請求項の数 8 (全 9 頁)

(21) 出願番号	特願2008-500671 (P2008-500671)	(73) 特許権者	507303413
(86) (22) 出願日	平成18年3月7日(2006.3.7)		ジェイティーアイ スヌース アーバー
(65) 公表番号	特表2008-532861 (P2008-532861A)		スウェーデン, ストックホルム 104
(43) 公表日	平成20年8月21日(2008.8.21)		51, 155 ボックス 24
(86) 国際出願番号	PCT/SE2006/000285	(74) 代理人	100080089
(87) 国際公開番号	W02006/096117		弁理士 牛木 護
(87) 国際公開日	平成18年9月14日(2006.9.14)	(74) 代理人	100137800
審査請求日	平成20年12月16日(2008.12.16)		弁理士 吉田 正義
(31) 優先権主張番号	0500579-8	(74) 代理人	100148253
(32) 優先日	平成17年3月11日(2005.3.11)		弁理士 今枝 弘充
(33) 優先権主張国	スウェーデン(SE)	(74) 代理人	100148079
(31) 優先権主張番号	60/660469		弁理士 梅村 裕明
(32) 優先日	平成17年3月11日(2005.3.11)	(72) 発明者	ビョークホルム, ラルス
(33) 優先権主張国	米国(US)		スウェーデン, プレムフルト 507 1
			1, 7シー ルイズガータン
			最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 箱と蓋

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

開口容器 2 と、開口容器 2 を閉じるための蓋 3 とから構成される箱であって、  
閉じた状態において、少なくとも部分的に互いに重なる容器側面 6 と蓋側面 7 とによっ  
て形成された少なくとも 1 つの側面とともに、前記開口容器 2 の底部壁 4 から構成される  
ベース面 4 と、前記蓋 3 の上部壁 5 から構成されるベース面 5 との 2 つのベース面によっ  
て、閉じた状態が規定されている前記箱において、

内側に対向し傾斜したスライド面 1 9 が、前記開口容器 2 を閉じる際に、前記蓋 3 を、  
前記開口容器 2 に対し正しい閉じ位置に移動するために、前記蓋 3 の前記上部壁 5 の内側  
に配置され、そのスライド面 1 9 は、前記蓋側面 7 に沿って、かつ隣接して前記上部壁 5  
と前記蓋側面 7 に対しある角度をなして設けられ、かつ前記蓋側面 7 から離れており、

前記蓋側面 7 の内側は、前記蓋 3 の前記上部壁 5 と前記蓋側面 7 との間の変わり目の部  
分から、前記蓋側面 7 の内側に沿って下向きに伸びる複数の突起 1 4 を備えていることを  
特徴とする箱。

【請求項 2】

前記上部壁 5 の中心寄りの部分よりも、前記蓋側面 5 に隣接した部分において、前記上  
部壁 5 が、より厚い材厚を有するところに、前記傾斜したスライド面 1 9 が形成されてい  
ることを特徴とする請求項 1 記載の箱。

【請求項 3】

溝 1 5 が、前記蓋側面 7 に隣接する前記蓋 3 の前記上部壁 5 の内側に配置され、その溝

15は、前記スライド面19がその内側に配置される低いフランジ16によって規定されていることを特徴とする請求項1又は2記載の箱。

【請求項4】

前記箱1が閉じている状態で、前記蓋3を前記開口容器2に対して固定するため、確実に連結する手段10、13が備えられていることを特徴とする請求項1～3のいずれかに記載の箱。

【請求項5】

前記ベース面4、5の少なくとも一方の寸法が、閉じている状態の前記箱1の高さよりも大きいことを特徴とする請求項1～4のいずれかに記載の箱。

【請求項6】

開口容器2を閉じるための箱1の蓋であって、  
閉じた状態において、少なくとも部分的に、互いに重なる容器側面6と、蓋側面7とによって形成された少なくとも1つの側面とともに、前記開口容器2の底部壁4から構成されるベース面4と、前記蓋3の上部壁5から構成されるベース面5の2つのベース面によって閉じた状態が規定されている前記箱1において、

内側に対向し傾斜したスライド面19が、前記開口容器2を閉じる際に、前記蓋3を、前記容器2に対し正しい閉じ位置に移動するために、前記蓋3の上部壁5の内側に配置され、

そのスライド面19が、前記蓋側面7に沿って、かつ隣接して前記上部壁5と前記蓋側面7に対し、ある角度をなして設けられ、かつ前記蓋側面7から離れており、

前記蓋側面7の内側は、前記蓋3の前記上部壁5と前記蓋側面7との間の変わり目の部分から、前記蓋側面7の内側に沿って下向きに伸びる複数の突起14を備えていることを特徴とする蓋。

【請求項7】

前記上部壁5の中心寄りの部分よりも、前記蓋側面5に隣接した部分において、前記上部壁5が、より厚い材厚を有するところに、前記傾斜したスライド面19が形成されていることを特徴とする請求項6記載の蓋。

【請求項8】

溝15が、前記蓋側面7に隣接する前記蓋3の前記上部壁5の内側に配置され、その溝15が、前記スライド面19がその内側に配置されている低いフランジ16によって規定されていることを特徴とする請求項6又は7記載の蓋。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、請求項1の前半に関する箱とその箱の蓋に関する。

【背景技術】

【0002】

嗅ぎ煙草の箱状の包装は、ばら売りの嗅ぎ煙草であれ、パックになった商品であれ、最も一般的には、中身が消費された場合に破棄される箱から構成される。箱は、上部の蓋が備わっている下部の容器で構成され、箱が開けられ、何度も、しばしば、20回から50回にわたって閉じられることが可能である。そのような箱は、プラスチック材料で有利に構成される。スペース、材料、及び価格の節約のために箱はできるだけ薄くなければならない。

【0003】

この種の周知の箱は、SE524025に示され、その基本的な形状は、低く、まっすぐな円柱形であり、しばしばパックと結合している。この基本的な形状から進んで、箱は、例えば、丸い縁と、曲線の蓋と、角状に形成した下部とを有しても良い。容器の外周に沿って、しばしば縁などを有するが、それは、箱が閉じられる時に、蓋が、支えられるためである。この縁は、容器の壁が、縁の下部より上部においてよりいくらか小さな半径を有するところにおいて形成される。

10

20

30

40

50

## 【発明の開示】

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0004】

周知の箱における1つの問題は、蓋がしばしば容器の上に斜めになる傾向を示すことである。この問題は、容器と蓋の材厚が減少されるところで、より厄介であり、またより頻繁に生じる。斜めにはめ込んだ蓋は、蓋がすぐに落ちること、又は、箱が正しく閉じていないことと意味する。もし再び正しく閉じられないのなら、箱の中身が箱から落ちる可能性があり、あるいは、乾燥するか、汚染されるかもしれない。又、他の方法でいくらか質の低下が生じることもありうる。

## 【課題を解決するための手段】

## 【0005】

本発明の課題は、従来技術に内在する問題を完全に、あるいは部分的に取り除く改良された箱を作製することである。

## 【0006】

その課題は、各独立クレームによる箱と蓋とによって完全に、あるいは、部分的に解決される。

## 【0007】

本発明の実施例を、以下の説明と添付図と共に、従属クレームにおいて説明する。

## 【0008】

本発明の請求項1によると、箱は、開口容器と、開口容器を閉じるための蓋とで構成されて製造される。閉じた状態で、箱は、開口容器の底部壁から構成されるベース面と、蓋の上部壁から構成されるベース面の、2つのベース面と、そして、容器側面と、蓋側面によって形成される少なくとも1つの側面とで規定される。閉じた状態の箱において、容器側面と蓋側面は少なくとも部分的に互いに重なり合う。蓋の際立った特徴は、内側に対向し傾斜したスライド面が、箱を閉じる時に、容器に対して正しい蓋の閉じ位置に移動するために、蓋の上部壁の内側に配置されることである。スライド面は、蓋側面に沿って、かつ隣接して、上部壁と蓋側面に対してある角度をなして設けられ、蓋側面から離れている。蓋側面の内側は、蓋の上部壁と蓋側面との間の変わり目の部分から、蓋側面の内側に沿って下向きに伸びる複数の突起を備えている。

## 【0009】

開口容器を閉じる時、前述の特徴を有する箱は、間違った位置にある蓋を、開口容器に対して、正しい閉じ位置に容易に移動させることを可能にする。これは、蓋の正しい取り付けを促すように機能し、蓋を不正確に取り付けるリスクを減少させる。

## 【0010】

1実施例によると、傾斜したスライド面は、上部壁の中心寄りの部分より上部壁が蓋側面に隣接した部分において、上部壁が、より厚い材厚を有するところで、形成される。

## 【0011】

このような蓋の設計により、蓋の正しい取り付けを促し、蓋を不正確に取り付けるリスクを減少させる傾斜したスライド面を実現する。

## 【0012】

1実施例によると、スライド面がその内側に配置される低いフランジによって規定されている溝が、蓋側面に隣接する蓋の上部壁の内側に配置されても良い。

## 【0013】

このような蓋の設計は、蓋の正確な取り付けを促し、蓋の不正確な取り付けのリスクを減少させる。

## 【0014】

1実施例によると、確実に連結する手段が、箱が閉じた状態で、開口容器に対し蓋を固定するために提供される。

## 【0015】

そのような方法は、容器の確実に閉じることを実現する。

10

20

30

40

50

## 【0016】

1実施例によると、ベース面の少なくとも一方の寸法が、閉じた状態の箱の高さより大きくてもよい。

## 【0017】

このような設計は、嗅ぎ煙草の包装に適した箱、例えば、比較的平らで、従って、扱いや保管が容易な箱を実現する。

## 【0018】

本発明の請求項2によれば、箱の蓋は、開口容器を閉じるために製造される。閉じた状態で、箱は、開口容器の底部壁から構成されるベース面と、蓋の上部壁から構成されるベース面の2つのベース面と、そして、容器側面と蓋側面とによって形成される少なくとも1つの側面によって規定される。閉じた状態の箱で、容器側面と蓋側面は、互いに、少なくとも部分的に重なる。箱の際立った特徴は、内側に対向し傾斜するスライド面が、開口容器を閉じる時、蓋を、容器に対し正しい閉じ位置に移動するために、蓋の上部壁の内側に配置されていることである。スライド面は、蓋側面に沿って、かつ隣接して、上部壁と蓋側面に対してある角度をなして設けられ、蓋側面から離れている。

10

## 【0019】

開口容器を閉じる時、前述の特徴を有する蓋は、正しくない位置にある蓋を容易に、開口容器に対して正しい閉じ位置に移動させることが可能である。これは、蓋の正しい取り付けを促すように機能し、また、蓋が不正確に取り付けられるリスクを減少させる。

## 【0020】

1実施例によると、傾斜したスライド面は、上部壁の中心寄りの部分よりも、蓋側面に隣接した部分において、上部壁がより厚い材厚を有するところで形成される。

20

## 【0021】

1実施例によると、スライド面がその内側に配置されている低いフランジによって規定されている溝が、蓋側面に隣接している蓋の上部壁の内側に配置されてもよい。

## 【発明の効果】

## 【0022】

## 【発明を実施するための最良の形態】

## 【0023】

実施例のより詳細な説明は、以下に添付図を参照にしてなされる。

30

## 【0024】

図1～図5は、開口容器2と、開口容器2を閉じるための蓋3とから構成される箱1の1実施例を示す。蓋3は、開口容器2から自由である、つまり、2つの部分は、ちょうつがいや他の同様の配置によって連結されたり、接続されたりはしていない。図1に示される基本的な形状において、蓋3が取り付けられた箱1は、基本的にまっすぐで円形の円柱から構成され、その内部空間は、側面、つまり円柱の円周面と共に、開口容器の底部壁4から構成されるベース面4と、蓋3の上部壁5から構成されるベース面5の2つのベース面4、5とによって規定される。側面は、容器側面6と呼ばれる、容器の側面6と、蓋側面7と呼ばれる蓋の側面7によって形成される。当業者にとって適していると見える他の箱1の形状は、例えば、非円形のベース面4、5を有する円柱の形状や、曲線の縁や角を備えた、あるいは備えていない立方体、又は直方体などの箱1も使用されても良い。図6～eは、ベース面4、5の形状の1実施例の上面図を示す。もし、箱1が、例えば、立方体、又は、長方形のブロック形状を有するなら、箱1の内部空間は、ベース面4、5及び、4つの側面で規定され、容器側面6と蓋側面7の両方が、4つの側面から成ることが理解されるであろう。様々な実施例において、底部壁4と上部壁5は、平面、又は、アーチ形、あるいは、機能や外観の考慮によって決定される、側面から見た他の断面の形状を有しても良い。図7a～cは、側面から見た箱1の形状の前記実施例の実例を示す。1実施例において、底部壁4と上部壁5とは、各々、図4と5から見られるように、箱1に対し、それぞれ内側と外側に、同じ曲率半径で、外面的にアーチ状となっている。

40

## 【0025】

50

上述のように、そして図2に示されるように、開口容器2は、底部壁4と、図2に示される実施例において、上から見た場合に基本的に円形の断面を有する、円周の容器側面6によって規定される。箱1が、上述のような他の実施例を有してもいいことは、再び指摘されなければならない。開口容器2は、代わりに、立体や長方形のブロック形のような相当する形状を有している。図2、4、及び5を参照に、開口容器2の円周の容器側面6は、代わりに、その外側のように、直線部分8から構成されてもよく、それは、底部壁4に隣接した位置にあり、その平面と垂直であり、その外側は、まっすぐな円形の円柱の円周面から構成される。これに隣接している外側に配置されたものは、内側及び上側に向けられた縁9であり、直線部分8に最も近いそれは、直線部分に対し直角で細い縁から構成されてもよい。フランジ10は、縁9のすぐ上に配置され、斜め内側に向かい、そして、フランジ10の外周部から、フランジの上側11は、斜め内側及び上側に広がる。外側面部12は、フランジ10の上に位置し、その側面部12は、直線部分8と同じ形状を有するが、いくらか半径が小さい。円周の容器側面6の内側は、機能的な部分がなければ、平面である。

10

#### 【0026】

上述のように、そして図3～5に示されるように、蓋3の上部壁5に隣接する蓋は、円周の蓋側面7によって規定され、それは、図3～5に示される実施例において、上部から見た時に基本的に円形の断面を有し、箱1が、閉じた時に、基本的に開口容器の、容器側面6と同心で、これの外側に位置している。その内側の底部で、円周の蓋側面7は、代わりに手段13から構成されても良く、それは、箱1が閉じている状態で、蓋3を、開口容器2に固定するため、容器側面6上の対応する手段10と共に確実に連結するように設計されている。このような手段10、13は、例えば、留め具10、13から構成されても良い。このような留め具10、13は、図5に示され、本実施例においては、フランジ13から構成され、箱1が閉じている時、上記のように、容器側面6の対応するフランジ10とかみ合わせるように適合され、フランジ10、13は、互いに支えあうことが可能となっている。さらに、容器側面6に対して、蓋を導くための多くの突起14が、蓋側面7の内側の周りに備えられても良い。図3に示される突起14は、蓋3の上部壁5と、蓋側面7の内側に沿った下方の蓋側面7との間の変わり目の部分から、蓋側面7のおよそ半分の高さまで伸びる。箱1が閉じられる時、これらの突起14は、容器側面6の外側面部12に接触して支える。

20

30

#### 【0027】

1実施例によると、溝15は、円周の蓋側面7に隣接する蓋3の上部壁5の内側に配置され、溝15は、比較的低い高さを有するフランジ16によって規定されている。溝15は、開口容器の容器側面6の上縁17より幅が広く、箱1が、閉じている時、上縁17は、溝15の底部に接触して、又は、これの近くに置かれる。1実施例において、上縁17は、溝15の底部に接触して置かれ、そして、容器側面6と蓋側面7が、互いにどこまで重なるかを決定する。上縁17は、さらに、それを閉じる時に、蓋側面7の内側と、斜め外側及び下側に向かうフランジ13の低部の最も外側の部分とに接触して支えるように適合された半径を有する。このような設計により、閉じることが容易になる。閉じる時に、蓋側面7が、基本的に、直角で、外側に弾性的に圧力がかけられるように、上縁17は、蓋側面7に接触して圧力がかけられ、蓋1に合う第1段階を顕著に促す。側面から見た時に、肥厚した断面を有する部分18が、フランジ16から、蓋の中心に向かって内側に配置されても良い。この部分18の材厚は、中心に向かって内側で薄くなり、短い距離で蓋3の上部壁5に達する。面19は、従って、蓋の内側に形成され、もし蓋3が、開口容器2の上で斜めに終わるなら、その面に沿って、容器の外側面部12の上縁17は、スライドすることができる。蓋3のスライド面19を有するこの実施例が、開口容器2の上に斜めに置かれる蓋3によってもたらされる、上述の問題をなくすか、又は、少なくとも顕著に減少させることが、驚くほど明白である。斜めに置かれる蓋3は、簡単に移動させられ、傾斜した面19の上をスライドする容器側面6の上縁17は、フランジ16を超えて、溝15に落ちる。さらに、蓋側面7は、

40

50

図 8 に示されるように、上部壁 5 は、箱 1 の内側から離れた側に位置し、上部壁 5 と外蓋 20 によって規定される空間を有するように設計されても良い。これは、例えば、使用済みの嗅ぎ煙草の一時的保管に使用されてもよい、小さな封止空間を作るように機能する。このような空間から構成される蓋の例は、W O 2 0 0 5 0 1 6 0 3 6 に記載されている。

【 0 0 2 8 】

図 9 に示されるように、箱 1 の 1 実施例は、突起部 21 を備えて設計された底部壁 2 から構成されても良く、したがって、突起部の周りと容器側面の内側にチャンネル 22 を形成する。このような突起部は、S E 5 2 4 0 2 5 に記載されている。

【 0 0 2 9 】

本発明の意図の範囲から離れることなく、設計は、ここで説明されたことに付加される様々な方法で、変えられても良い。留め具 10、13 やガイド突起 14 のような個々の詳細の異なる実施例とは別に、箱 1 が閉じられる時に、容器側面 6 の内側に位置されるべき蓋側面 7 に対し、この場合に、スライド面 19 が、容器 2 の部分であるように、蓋 3 と容器 2 の機能的な部分が逆にされていることも可能である。このような場合は、その機能と設計とは、他の面では、同様のままである。本発明のこれら及び、他の実施例は、当業者にとって明らかであろう。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 3 0 】

【 図 1 】 図 1 は、箱を示す概略斜視図である。

【 図 2 】 図 2 は、図 1 に関する箱の開口容器を示す概略斜視図である。

【 図 3 】 図 3 は、図 1 に関する箱の蓋を示す概略斜視図である。

【 図 4 】 図 4 は、蓋が取り付けられた箱の断面を示す。

【 図 5 】 図 5 は、図 4 の一部の拡大を示す。

【 図 6 】 図 6 a ~ c は、上から見たベース面の形状の実施例を示す。

【 図 7 】 図 7 a ~ c は、側面から見た箱の形状の実施例を示す。

【 図 8 】 図 8 は、内部空間を有する蓋を備えた箱の 1 実施例の部分的に断面を含む概略斜視図を示す。

【 図 9 】 図 9 は、底部壁に突起を有する開口容器を備えた箱の 1 実施例の部分的に断面を含む概略斜視図を示す。

【 符号の説明 】

【 0 0 3 1 】

- 1 箱
- 2 開口容器
- 3 蓋
- 4、 ベース面、底部壁
- 5 ベース面、上部壁
- 6 容器側面
- 7 蓋側面
- 8 直線部分
- 9 縁
- 10 手段、留め具、フランジ
- 11 上側
- 12 外側面部
- 13 手段、留め具、フランジ
- 14 突起
- 15 溝
- 16 フランジ
- 17 上縁
- 18 肥厚した断面を有する部分

10

20

30

40

50

- 1 9 傾斜したスライド面
- 2 0 外蓋
- 2 1 突起部
- 2 2 チャンネル

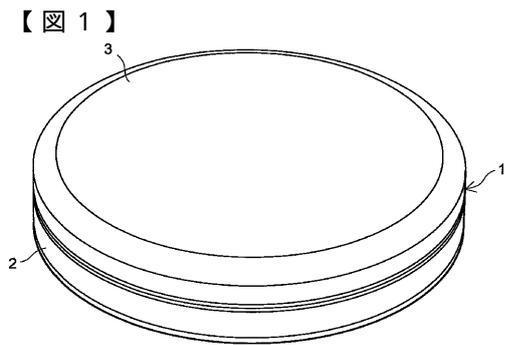


Fig 1

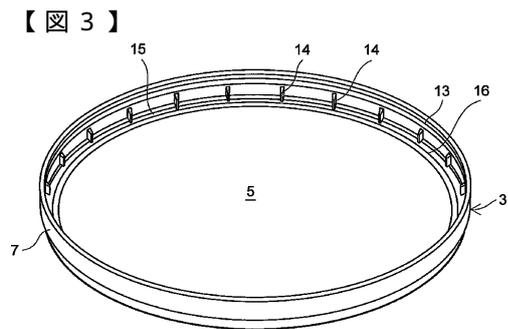


Fig 3

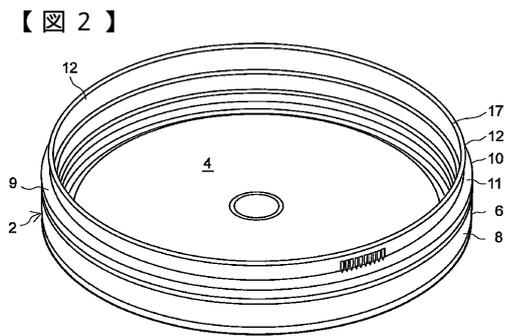


Fig 2

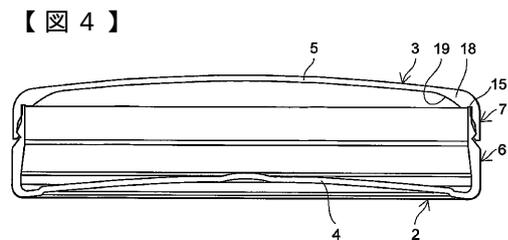
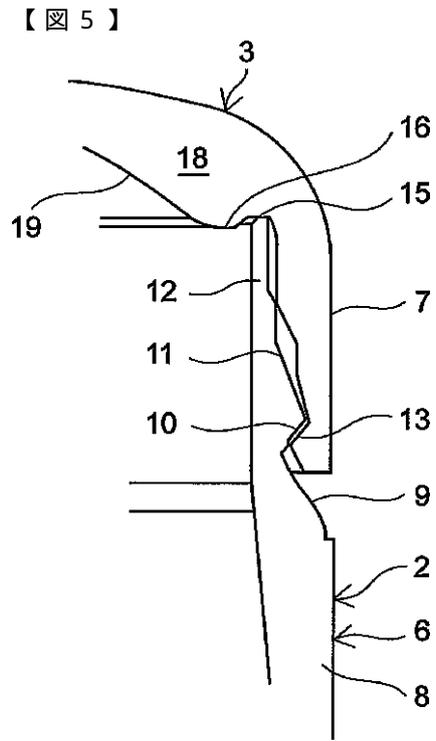
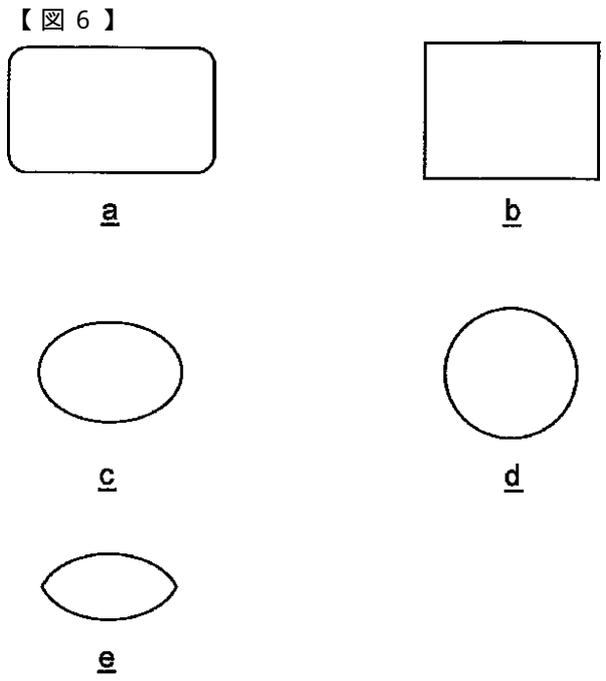


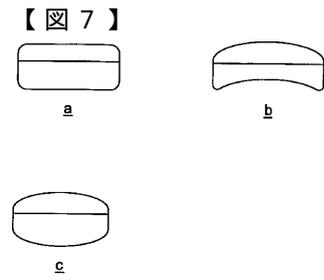
Fig 4



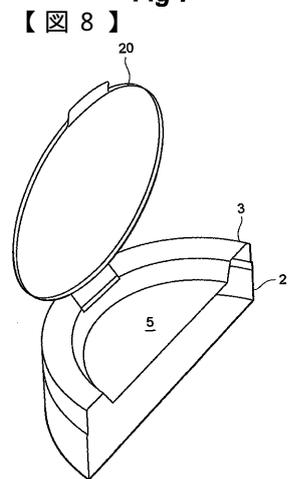
**Fig 5**



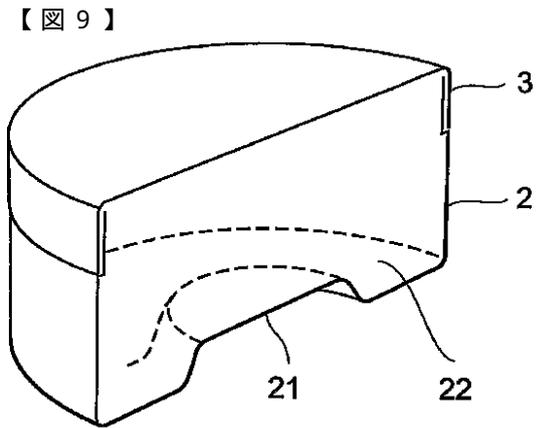
**Fig 6**



**Fig 7**



**Fig 8**



**Fig 9**

---

フロントページの続き

審査官 高橋 裕一

- (56)参考文献 実開昭57-011750(JP,U)  
実開平02-056158(JP,U)  
実開平04-041314(JP,U)  
特開平7-237649(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D35/44-35/54

B65D39/00-55/16